

「会員規約」

第1条(目的)

一般社団法人プレーワーカーズ(以下「当法人」という)は、会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行う。

第2条(会員の定義)

会員とは、当法人の趣旨目的に賛同し、当法人を資金的あるいは参加によって支援する意思をもつ議決権を有さない個人の会員をいう。

第3条(入会)

入会の申込をする場合は、会員申込書に必要事項を記入し、初年度会費と共に

- 1 直接手渡し(現金)
- 2 公式ネットショップ「BASE」(クレジットカード等)
- 3 郵送(振込)

上記いずれかの方法にて提出・支払いすることとする。

年会費の支払いを事務局が確認した日を以て入会の成立とする。

第4条(年会費)

年会費は次のように定める。

会員 年会費 6,000円

第5条(入会の拒絶)

当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- (1) 申込書に虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者がかつて除名された者であった場合
- (3) 暴力団関係者または、反社会的勢力に与する者であった場合
- (4) 指定期限日を過ぎても年会費未納の場合

第6条(会員資格及び有効期間)

- (1) 会員の資格有効期間は、当法人決算月末日までとする。
- (2) 前項に定める有効期間は、会員又は当法人から申出がない限り、満了の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。
- (3) 会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとし、第三者への資格継承はできないものとする。
- (4) 会員資格の譲渡、貸与、売買等を行うことはできない。

第7条(表決権)

総会は、当法人定款に定めるとおり社員をもって構成し、会員は議決権を有さない。

第8条(会員情報の変更)

(1) 会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法をもってその旨を当法人に通知しなければならない。

(2) 前項の届出が無く会員が不利益を被った事柄に関し、当法人は一切の責任を負わないものとする。

第9条(会員情報等の公開)

(1) 当法人は会員情報を原則として外部に公開することはいたしません。

(2) 会員の発言等が第三者に不利益を及ぼすと判断したときは、会員のプライベート情報を警察または関連諸機関などに通知することがあります。また、裁判所、検察庁、警察、弁護士会、またはこれらに準じた権限を有する機関から、法令の規定に基づき会員のプライベート情報やアクセスログに関する情報開示を求められたときは、必要に応じて情報を開示することがあります。

(3) 会員は当法人の上記対応が法令に従って行われる限りこれに異議をとえないものとし、当法人は責任を負わないものとします。

第10条(会員資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、滞納したとき。
- (4) 本規約に違反したとき。
- (5) 除名されたとき。

第11条(除名)

当法人は、会員が次のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款等に違反したとき。この会員規約に違反したとき。
- (2) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害した場合。
- (3) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (4) その他、当法人が会員として不適切と判断した場合。

第12条(退会)

会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

第13条(抛出品品の不返還)

既に納入した入会金及びその他の抛出品品は、これを返還しない。

第14条(会員特典)

会員は、会員登録時に次の各号の特典を受けることができるものとする。

- (1) 報告書の送付
- (2) 名刺の発行
- (3) メーリングリスト等への参加
- (4) その他、適宜追加・変更を行うこともある

第18条(会員規約の変更)

当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することができる。

以上

附則 この規約は2021年1月1日より施行する。